

令和2年度若年者向け消費者啓発CM制作事業 業務仕様書

1 事業の目的

令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられることで、若年者の消費者トラブルが増加することが考えられる。そこで、成年年齢の引き下げや若年者に多いインターネット関連の消費者トラブル等に関して、トラブルに遭った際の相談先としての消費者ホットライン188を周知するために、若年者にとって共感性の高い啓発CMを制作する。

2 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

3 委託内容

消費者啓発CMの企画、制作

(1) 映像の概要

①尺

15秒のCM1本以上

②用途

映画館CM（県内映画館）

テレビCM（三重県を放送地域に含む）

DVDによる上映（三重県が主催する啓発イベント、講演会等）

三重県ホームページ上での公開

YouTube、SNS上での公開

③使用期間

少なくとも納品日から2026年3月末日までの使用を可能とすること

④形式

実写、アニメーション、CG等形式は問わない。一部であれば静止画も認める。

⑤内容

- ・若年者に消費者ホットライン188（いやや）を周知すること。
- ・令和4年4月1日からの成年年齢の引き下げや若年者に多いインターネット関連の消費者トラブル等を身近に感じられる内容であること。
- ・県消費生活センターのキャラクター「ダンコムシ」を登場させること。

※本件消費者啓発CM制作事業の目的の範囲内で使用する場合に限り、「ダンコムシ」を自由に改変することを認める。

※キャラクターの参考資料として、県の所有するイラストデータ5点を提供する。

(2) 納品

①納品期限

令和3年3月26日(金)17時

②納品形態

Professional Disk(映画館CM、テレビCMとして使用可能なもの)

DVD2枚(インターネット配信が可能なようにデータを編集し記録したもの)

③納品場所

三重県津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎3階

三重県環境生活部くらし・交通安全課消費生活センター一班

映像制作にあたっての留意事項

(1) 映像制作にあたっては、県担当者と十分協議するものとする。

(2) 映像の構成上、表やイラスト、人形等の作成が必要な場合は、受託者が作成すること。

4 成果物に係る権利等の帰属について

(1) 成果物のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)及び成果物のうち三重県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。

(2) 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果物の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。

(3) 成果物のうち、第1項の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、三重県が成果物を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用(著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。)できるものとする。

(4) 成果物のうち、第1項の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果物を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。

(5) 三重県は著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果物を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

(6) 受託者は、第1項に基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者

人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。

（7）受託者は、第 2 項に基づき三重県に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。

（8）前 2 項の著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。

（9）本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。

（10）成果物に係る意匠権、商標権等は、成果物等の引き渡しをもって、三重県に帰属するものとする。

（11）成果物の意匠権、商標権等が受託者以外の第三者に帰属している場合、受託者は、引き渡し時点までに当該権利を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。（12）上記に加え、受託者は、その他法的に保護に値するとされている第三者の権利・利益について確認し、成果物の引き渡しまでに適切な処理を行うこと。